

質問に お答えします

への支援制度は次のとおりです。

【最低賃金制度】

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額のことです。

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」があります。

は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

最低賃金は、賃金の実態調査結果などを参考に最低賃金審議会で決定しています。

使用者は最低賃金額を労働者に周知する必要があります。

【業務改善助成金】

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金

することによって、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者は、

①中小企業・小規模事業者であること

②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内（愛知県に所在する事業場の場合、事業場内最低賃金が1077円以上1127円以下）であること

助成率は愛知県に所在する事業場の場合4分の3、助成金を申請する事業場において、生産性要件算定シートを用いて計算した生産性の伸び率が生産性要件を満たした事業場の場合5分の4となります。

助成上限額は、引き上げる金額のコース区分、事業場内最低賃金の引き上げ額、引き上げる労働者数などに応じ30万円から600万円です。

申請期限は令和6年12月27日、事業完了期限は令和7年1月31日です。

● 最低賃金と中小企業への支援 ●

問 愛知県最低賃金が令和6年10月1日から大幅に引き上げられたと聞きました。改めて最低賃金制度の概要と、賃金引き上げに関して、中小企業に対する支援制度があれば、その中身について教えてください。

答 愛知県最低賃金は、令和6年10月1日から、過去最大の50円の大幅な引き上げにより、時間額1077円となりました。最低賃金制度の概要と中小企業・小規模事業者

最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

派遣労働者の最低賃金は、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

最低賃金の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金であり、残業代やボーナスなどは対象外です。

日給や週給、月給制、出来高払い制などの場合

（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請（企業単位ではなく、事業場単位で申請）し、交付決定後に計画通りに事業を進め、事業の結果報告を

③解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

対象となる設備投資などは、助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等です。

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか低い方の額となります。

▽業務改善助成金の交付申請書の提出先は、

愛知労働局雇用環境・均等部企画課（☎052-857-0313）

▽業務改善助成金についての、問い合わせ窓口は、業務改善助成金コールセンター（☎0120-366-440・受付時間 平日8時30分から17時15分）